

所属長各位

神戸市職員共済組合 事務局次長

省令改正に伴う申請様式の変更について（通知）

平素は当共済組合業務につきまして、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年11月18日付神共済第2841号においてお知らせしたとおり、令和6年12月2日より健康保険証からマイナ保険証を利用するしくみに移行します。

これに伴い一部様式等を変更しますので、令和6年12月2日以降は下記のとおり新様式で申請いただくよう、貴所属の組合員に周知のほどお願いいたします。

記

1. 変更内容について

	申請様式	変更内容
取得	組合員資格取得届書（様式3-1）	「資格確認書交付希望」欄を追加します。 交付要件に該当する場合は、該当する要件及び「交付を希望する」にレ点を記入してください。
	被扶養者申告書(増) （様式3-3）	
	任意継続組合員資格取得申出書 （様式3-4）	
喪失	退職届書（様式3-2）	「被扶養者氏名」欄を追加します。 資格喪失後、速やかに各種の証（組合員証、被扶養者証、資格確認書等）を返却してください。
	任意継続組合員資格喪失申出書 （様式3-14）	

2. 届出期日の徹底について

事実発生日から5日以内に届出をしてください。

※期日を過ぎた場合、オンライン資格確認システムへの連携が遅くなり、マイナンバーカードで医療機関等を受診できない、マイナポータルで資格情報が確認できない等の可能性があります。

※被扶養者の認定は、事実発生日から30日を超えると受付日からの認定となりますのでご注意ください。

※任意継続組合員資格取得申出書の申請は、退職日を含め20日以内に手続きをしてください。

3. 会計年度任用職員等の加入手続きについて（水道局および交通局は除く）

従来どおり、当共済組合ホームページ内の申請ページより必要項目を入力してください。

4. その他

お手元の組合員証等は令和7年12月1日まで使用可能です。それまでの間に紛失された場合やマイナ保険証を利用しない等の理由により資格確認書の交付を希望される場合は、共済組合ホームページ (https://kobe-kyosai.jp/?page_id=195) から手続き可能です。

【問い合わせ先】

神戸市職員共済組合 共済サポートデスク

[直通]078-322-5775 [内線]654-2581、2582